

盛地申 10号 緊急申し入れ

組合差別を是正し、
風通しの良い職場を
創造する緊急申し入れ

団体交渉
実施

盛岡運輸区において、「出張」による本社訪問の際、組合加入の有無が出張の内容に関わることが疑われるようなメールの文章が確認されたことを受け、地本は本日4月6日、盛地申第10号「組合差別を是正し、風通しの良い職場を創造する緊急申し入れ」の団体交渉を支社と行い、主に以下のことを確認してきました。(交渉の詳細は、別途情報として発出します。)

盛岡運輸区で発生した事象に関して、

- ◆ 本社に「組合加入の有無」を報告したことは事実だが他意はない
- ◆ 業務上必要のないもののやり取りは適切ではない
- ◆ 本社訪問等にあたり、「組合加入の有無」という情報が不要なのは大前提
- ◆ 当該組合員への不利益はない
- ◆ 団体交渉の内容を管理者へ伝え、
会社の責任において指導・教育を行う